

# 自転車に乗るときは ヘルメット着用を！



令和5年  
4月1日から  
大人も  
子どもも!

自転車乗車用ヘルメットの着用が  
努力義務となりました。

自転車死亡事故のうち、約6割\*が頭部に致命傷を負っています。乗車用ヘルメットを着けていない場合、致死率は着用時に比べて約2.1倍\*も高くなっています。

自身を守るためにもヘルメットを着用しましょう。

\*出典：警察庁交通局（平成30年～令和4年合計）

川崎市・川崎市交通安全対策協議会

# 守りましょう！自転車の基本的な通行ルール

# 自転車

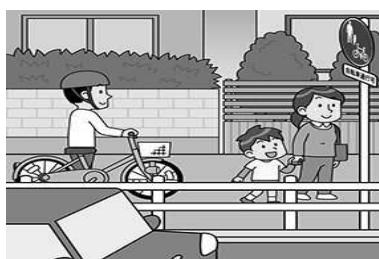
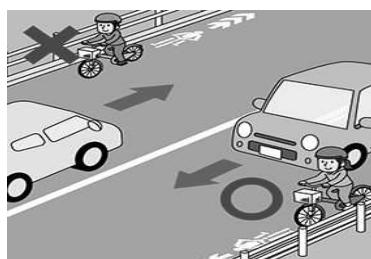
# 安全利用五則

手軽で便利な自転車  
安全に正しく  
乗りましょう！

## ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

普通自転車が歩道を通行することができる場合※  
でも、歩道の中央から車道寄りを徐行しなければ  
なりません。

※13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が通行する  
場合のほか、道路標識等により通行できる場合



## ③夜間はライトを点灯

ライトには、道路を照らす役割と、飲酒運転は大切な人の未来を  
自分の存在を周りに知らせる役割があります。自転車の側面にも反射材  
(リフレクター)をつけましょう。



## ④飲酒運転は禁止



## ⑤ヘルメットを着用

改正道路交通法により年齢を問わず努力義務となりました。(令和5年4月1日施行)  
自分の命を守るため、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。



川崎市（市民文化局地域安全推進課）・川崎市交通安全対策協議会  
Tel:044-200-2266